

5 - 13 かじ取装置

5 - 13 - 1 性能要件

5 - 13 - 1 - 1 テスタ等による審査

四輪以上の自動車のかじ取車輪は、かじ取車輪の横すべり量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものをいう。）がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあつては、この限りでない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項第1号ル関係）

5 - 13 - 1 - 2 視認等による審査

(1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項関係）

自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第169条第1項第1号関係）

ア ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号イ）

イ アの各部の取り付け部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第169条第1項第1号ロ関係）

ウ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第169条第1項第1号ハ）

エ 給油を必要とする箇所に所要の給油がなされていないもの（細目告示第169条第1項第1号ニ）

オ かじ取フォークに損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号ホ）

カ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第169条第1項第1号ヘ）

キ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号ト）

ク パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第169条第1項第1号チ）

ケ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号リ）

コ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの（細目告示第169条第1項第1号ヌ）

かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）であつて、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第169条第1項第2号）

かじ取装置は、かじ取時に車わく、フエンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。（細目告示第169条第1項第3号）

かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。（細目告示第169条第1項第4号）

かじ取ハンドルの操だ力は、左右について著しい相異がないこと。（細目告示第169条第1項第5号）

- (2) 自動車（次に掲げるものを除く。）のかじ取装置は、視認その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第11条第2項関係、細目告示第169条第2項関係）

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの

の自動車の形状に類する自動車

貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量1.5t以上のもの

の自動車の形状に類する自動車

二輪自動車

側車付二輪自動車

カタピラ及びそりを有する軽自動車

大型特殊自動車

小型特殊自動車

被牽引自動車

- (3) 次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第169条第2項関係）

指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの

新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあったかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置であって、4-13-1-3(3)の規定によるもの

5-13-2 欠番

5-13-3 欠番

5-13-4 適用関係の整理

4-13-4の規定を適用する。